

フリーランス新法

フリーランス・事業者間取引適正化等法

令和6 年1 1 月 1 日施行

用語の定義

フリーランス（特定受託事業者）

① 個人であって、従業員を使用しないもの

または

② 法人であって、一の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの

※雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「特定受託事業者」に該当する。

※従業員を使用とは、1週間の所定労働時間が20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる労働者を雇用すること。労働者派遣の派遣先として、上記基準に該当する派遣労働者を受け入れる場合も該当する。なお、事業に同居親族のみを使用している場合は該当しない。

用語の定義

発注事業者①（特定業務委託事業者）

- ① 個人であって、従業員を使用するもの
または
- ② 法人であって、二以上の役員がいる、または従業員を使用するもの

発注事業者②（業務委託事業者）

- ① フリーランスに業務委託をする事業者
(注) フリーランスも含む

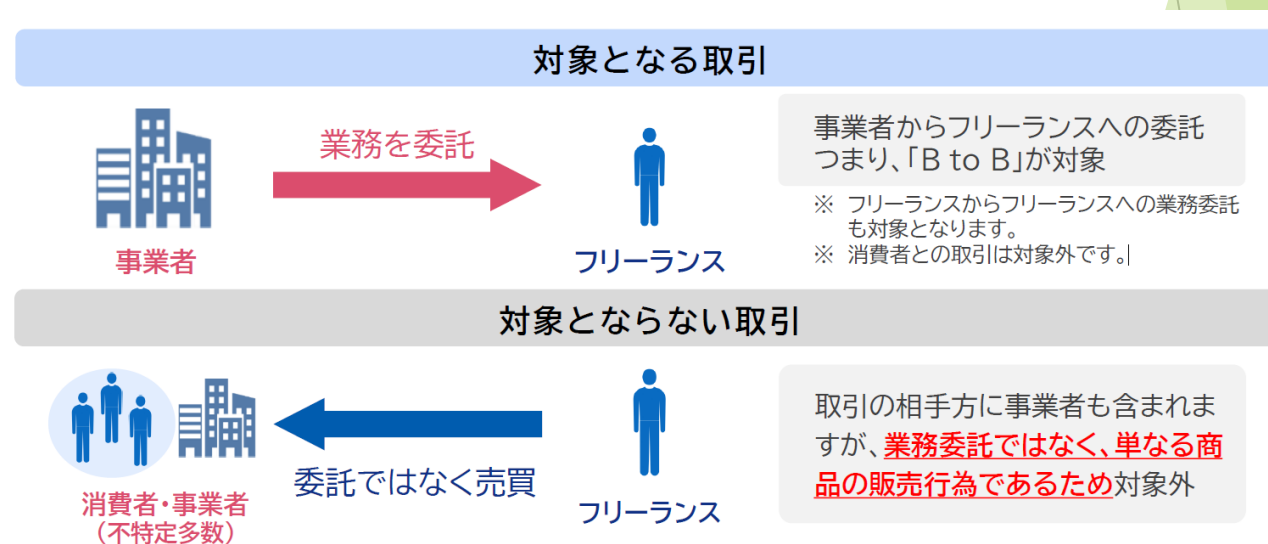
用語の定義

対象となる取引

①事業者からフリーランスへの委託（B to B）

※フリーランスからフリーランスへの業務委託も対象。

※消費者との取引は対象外。（売買）



いわゆる仲介事業者は、特定業務委託事業者に該当するか

単に仲介をしている場合には該当しないが、フリーランスに対して再委託をしている場合や実質的にフリーランスに業務委託をしているといえる場合には該当する。

用語の定義

対象となる取引の内容

①物品の製造・加工委託

規格、品質、デザインなどを指定して、物品の製造や加工などを委託することをいう。

- ・「物品」とは動産のことを意味し、不動産は対象に含まれない。
- ・「製造」とは、原材料に一定の工作を加えて新たな物品を作り出すこと
- ・「加工」とは、原材料に一定の工作を加えて価値を付加すること

②情報成果物の作成委託

ソフトウェア、映像コンテンツ、デザインなどの作成を委託することをいう。

「情報成果物」は、具体的には次のものがある。

- ・ ゲームソフト、顧客管理システムなどのプログラム
- ・ テレビ番組、映画、アニメーションなど映像や音声などから構成されるもの
- ・ 設計図、各種デザイン、漫画など文字、図形、記号などから構成されるもの

用語の定義

対象となる取引の内容

③役務の提供委託

運送、コンサルタント、営業、演奏、セラピーなど役務の提供を委託することをいう。

この「役務」には物品を修理することも含まれる。

義務と禁止行為

1.取引条件の明示義務（特定業務委託事業者、業務委託事業者）

フリーランスに対し業務委託をした場合は、直ちに、取引の条件を、書面または電磁的方法により明示しなければならない。

【記載内容】

- 「①業務の内容」「②報酬の額」「③支払期日」「④発注事業者・フリーランスの名称」
- 「⑤業務委託をした日」「⑥給付を受領／役務提供を受ける日」
- 「⑦給付を受領／役務提供を受ける場所」「⑧（検査を行う場合）検査完了日」
- 「⑨（現金以外の方法で支払う場合）報酬の支払方法に関する必要事項」

※⑧⑨は、該当する取引である場合のみ明示が必要な事項

義務と禁止行為

2.期日における報酬支払義務（特定業務委託事業者）

発注事業者は、発注した給付を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で、支払期日を定めて、その日までに報酬を支払わなければならない。

※具体的な日を定める必要がある。

支払期日を定めなかった場合などの支払期日は、次のとおり。

① 支払期日を定めなかったとき

⇒ 物品等を実際に受領した日

② 給付を受領した日から起算して60日を超えて定めたとき

⇒ 受領した日から起算して60日を経過する日

※再委託である場合は、必要事項を明示した場合に、例外的に、元委託支払期日から30日以内のできる限り短い期間内に、支払期日を定めることができる。

義務と禁止行為

[起算日]

[物品の製造・加工委託]

- ・ 検査の有無は関係なく、発注事業者が、物品を受け取り、自己の占有下に置いた日

[情報成果物の作成委託]

- ・ 情報成果物を記録した電磁的記録媒体（USB メモリ、CD R 等）を受け取り、自己の占有下に置いた日・ 電気通信回線を通じて発注事業者の用いる電子計算機内に記録されたとき

[役務の提供委託]

- ・ 個々の役務の提供を受けた日
- ・ 役務の提供に日数を要する場合には、一連の役務の提供が終了した日
(例) A 地点からB 地点までの運送に2日間かかる場合など

義務と禁止行為

3.発注事業者の7つの禁止行為（特定業務委託事業者+1カ月以上行う業務委託である）

フリーランスに【1か月以上】の業務委託をしている発注事業者には、7つの禁止行為が定められている。たとえフリーランスの了解を得たり、合意していても、また、発注事業者に違法性の意識がなくても、これらの行為は本法に違反することになるので十分注意が必要。

【①受領拒否】

フリーランスに責任がないのに、委託した物品や情報成果物の受取を拒むこと。発注事業者の一方的な都合による発注取消しや、納期を延期することで、あらかじめ定めた納期に受け取らないことも受領拒否に当たる。

【②報酬の減額】

フリーランスに責任がないのに、業務委託時に定めた報酬の額を、後から減らして支払うこと。協賛金の徴収、原材料価格の下落など、名目や方法、金額にかかわらず、あらゆる減額行為が禁止されている。

義務と禁止行為

発注事業者の7つの禁止行為（特定業務委託事業者+1カ月以上行う業務委託である）

【③返品】

フリーランスに責任がないのに、フリーランスに委託した物品や情報成果物を受領後に引き取らせること。不良品などがあった場合には、受領後6か月以内に限り、返品することが認められる。

【④買ったたき】

フリーランスに委託する物品等に対して、通常支払われる対価に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること。買ったたきは、発注事業者がフリーランスに業務委託し、報酬を決定する際に規制されるもの。報酬の額は、フリーランスとしっかり協議して定めることが重要。

【⑤購入・利用強制】

フリーランスに委託した物品等の品質を維持、改善するためなどの正当な理由がないのに、発注事業者が指定する物や役務を強制して購入、利用させること。

- 不当な経済上の利益の提供要請
- 不当な給付内容の変更・やり直し

義務と禁止行為

発注事業者の7つの禁止行為（特定業務委託事業者+1カ月以上行う業務委託である）

【⑥不当な経済上の利益の提供要請】

発注事業者が自己のために、フリーランスに金銭、役務、その他の経済上の利益を提供させることによってフリーランスの利益を不当に害すること。名目を問わず、報酬の支払とは独立して行われる金銭の提供や、作業への労務の提供をすることが、フリーランスの直接の利益とならない場合が対象。

【⑦不当な給付内容の変更・やり直し】

フリーランスに責任がないのに、費用を負担せずに、フリーランスの給付の内容を変更させたり、フリーランスの給付を受領した後に給付をやり直させたりして、フリーランスの利益を不当に害すること。

発注側の都合で、発注を取り消したり、やり直しをさせる場合には、フリーランスが作業に要した費用をしっかりと負担する必要がある。

義務と禁止行為

4.募集情報の的確表示義務（特定業務委託事業者）

発注事業者は、広告等（※※）によりフリーランスを募集する際は、その情報について、虚偽の表示または誤解を生じさせる表示をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たならない。

①虚偽の表示の禁止

②誤解を生じさせる表示の禁止

③正確かつ最新の表示の義務

- ・ 業務の内容・業務に従事する場所、期間、時間に関する事項・報酬に関する事項
- ・ 契約の解除・不更新に関する事項・フリーランスの募集を行う者に関する事項

※可能な限り具体的な内容を募集情報に表示することで、トラブルが回避できる

義務と禁止行為

5. 育児介護等と業務の両立に対する配慮義務（特定業務委託事業者+6カ月以上）

発注事業者は、フリーランスからの申出に応じて、

- 6か月以上の期間で行う業務委託について、フリーランスが妊娠、出産、育児または介護（育児介護等）と業務を両立できるよう、必要な配慮をしなければならない。
- 6か月未満の期間で行う業務委託について、フリーランスが育児介護等と業務を両立できるよう、必要な配慮をするよう努めなければならない。

①申出の内容等の把握

フリーランスから申出があった場合には、その内容を十分に把握することが必要。

②取り得る選択肢の検討

フリーランスの希望する配慮や、取り得る対応を十分に検討することが必要。

③配慮の内容の伝達・実施／配慮不実施の伝達・理由の説明

配慮の内容や選択肢について十分に検討した結果、（1）業務の性質・実施体制等を踏まえると難しい場合や、（2）配慮を行うと業務のほとんどができない等契約目的の達成が困難な場合など、やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、不実施の旨を伝達し、その理由について、必要に応じ、書面の交付・電子メールの送付等により分かりやすく説明することが必要。

義務と禁止行為

5. 育児介護等と業務の両立に対する配慮義務（特定業務委託事業者+6カ月以上）

[発注事業者による望ましくない取扱い]

- ①フリーランスからの申出を阻害すること
 - ②フリーランスが申出をしたことまたは配慮を受けたことのみを理由に契約の解除その他の不利益な取扱いを行うこと
-
- (1) 契約の解除を行うこと。
 - (2) 報酬を支払わないことまたは減額を行うこと。
 - (3) 給付の内容を変更させることまたは給付を受領した後に給付をやり直させること。
 - (4) 取引の数量の削減
 - (5) 取引の停止
 - (6) 就業環境を害すること。

義務と禁止行為

6.ハラスメント対策に係る体制整備義務（特定業務委託事業者）

ハラスメントによりフリーランスの就業環境を害することのないよう相談対応のための体制整備その他の必要な措置を講じなければならない。また、フリーランスがハラスメントに関する相談を行ったこと等を理由として不利益な取扱いをしてはならない。

- (1) セクハラの禁止
- (2) マタハラの禁止
- (3) パワハラの禁止

⇒定義は、労働者に適用される各ハラスメント防止法令とほぼ同じ

義務と禁止行為

6.ハラスメント対策に係る体制整備義務（特定業務委託事業者）

①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発

- （1）発注事業者の方針等の明確化と社内（業務委託に係る契約担当者等）へ周知・啓発すること。
- （2）ハラスメント行為者に対しては厳正に対処する旨の方針を就業規則などに規定すること。

②相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- （1）相談窓口を設置し、フリーランスへ周知すること。
- （2）談窓口担当者が相談に適切に対応できるようにすること。

義務と禁止行為

6.ハラスメント対策に係る体制整備義務（特定業務委託事業者）

③業務委託におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応

- (1) 事案についての事実関係を迅速かつ正確に把握すること。
- (2) 事実関係の確認ができた場合、速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に実施すること。
- (3) 事実関係の確認ができた場合、行為者に対する措置を適正に実施すること。
- (4) ハラスメントに関する方針の再周知・啓発などの再発防止に向けた措置を実施すること。

④併せて講ずべき措置

- (1) 上記①～③の対応に当たり、相談者・行為者などのプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、従業員およびフリーランスに対して周知すること。
- (2) フリーランスが相談をしたこと、事実関係の確認などに協力したこと、労働局などに対して申出をし、適当な措置を求めたことを理由に契約の解除などの不利益な取扱いをされない旨を定め、フリーランスに周知・啓発すること。

義務と禁止行為

7.中途解除等の事前予告・理由開示義務（特定業務委託事業者+6カ月以上）

- 発注事業者は、（1）6か月以上の期間で行う業務委託について、（2）契約の解除または不更新をしようとする場合、（3）例外事由に該当する場合を除いて、解除日または契約満了日から30日前までにその旨を予告しなければならない。
- 予告がされた日から契約が満了するまでの間に、フリーランスが解除の理由を発注事業者に請求した場合、発注事業者は、例外事由に該当する場合を除いて、遅滞なく開示しなければならない。

① 6か月以上の期間で行う業務委託に該当すること

- （1）6か月以上の業務委託だけでなく、（2）契約の更新により6か月以上継続して行うこととなる業務委託を指す。

② 契約の解除または不更新に該当すること

「契約の解除」とは、発注事業者からの一方的な契約の解除を指します。

※フリーランスからの解除は含まない。また、発注事業者とフリーランスの間の合意に基づく解除の場合も「契約の解除」に該当しないが、フリーランスの自由な意思に基づくものであることが必要。

※発注事業者とフリーランスの間で、「一定の事由がある場合に事前予告なく解除できる」と定めていた場合も、例外事由に該当しない限り、直ちに事前予告が不要とはならないことに留意が必要。

義務と禁止行為

7.中途解除等の事前予告・理由開示義務（特定業務委託事業者+6カ月以上）

【例外】 事前予告の例外事由に該当する場合には予告が不要となります
次の（１）～（５）の例外事由に該当する場合は、予告が不要です。

- （１）災害などのやむを得ない事由により予告が困難な場合
- （２）フリーランスに再委託している場合で、上流の事業者の契約解除などにより直ちに解除せざるを得ない場合
- （３）業務委託の期間が30 日以下など短期間である場合
- （４）フリーランスの責めに帰すべき事由がある場合
- （５）基本契約がある場合で、フリーランスの事情で相当な期間、個別契約が締結されていない場合